

令和3年3月10日

第12回学務委員会

茨城県立医療大学臨床教授等の称号授与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）において、優れた医療人を育成するため、大学教員以外の医療者が臨床教育に参加及び協力できるように、臨床教授及び臨床准教授（以下「臨床教授等」という。）制度を導入し、本学における臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号授与)

第2条 学長は、大学教員以外で、高い臨床能力と豊富な教育経験を有すると認められた医療者に対し、次の各号の称号を授与することができる。

- (1) 臨床教授
- (2) 臨床准教授

(授与資格)

第3条 臨床教授等の称号は、原則として所属機関において現職にあり、年齢が満70歳までの者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 大学教員以外の医療者で、優れた臨床能力、教育能力及び教育に対する熱意を有する者
- (2) その他教育上特に必要と認められた者

(授与期間)

第4条 臨床教授等の称号授与期間は、臨床教授等となる日の属する年度の末日までとし、更新を妨げない。ただし、実質的な活動が行われていない場合には称号授与を更新しないものとする。

(選考手続)

第5条 各学科、センター、専攻科、研究科及び付属病院の長（以下「学科等の長」という。）は、第3条に該当すると認められる者（以下「候補者」という。）があるときは、候補者の勤務している医療または教育機関と協議の上、候補者の称号授与に関する承諾を得た上で、次に掲げる書類を添えて学務委員会に提出して推薦するものとする。

- (1) 推薦書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 臨床教育指導等の実績に関する書類（様式第3号）
- (4) 臨床教育指導等に対する抱負に関する書類（様式第4号）
- (5) 称号授与に関する承諾書（様式第5号）

- 2 学務委員会は、前項の推薦があったときは、候補者の審査を行い、適任と判断したときは、学長に推薦するものとする。
- 3 学長は、前項の推薦があったときは、臨床教授等の称号の授与を決定する。この場合、称号授与通知書（様式第6号）により本人へ通知する。

（更新）

- 第6条 称号の更新を希望する場合、学科等の長は、推薦書（様式第1号）を学務委員会に提出する。
- 2 更新の可否については、学務委員会の議を経て、学長が決定する。この場合、前条第3項と同様に本人へ通知する。

（被授与者の責務）

- 第7条 称号を授与された者は、次の各号を行わなければならない。
- （1）臨床教授等は、本学における臨床教育指導に関わるものとする。
 - （2）臨床教育指導は、学科等の長が作成した年間指導計画に従い行うものとする。
 - （3）臨床教授等は、学務委員会に年度毎に指導実績報告書を提出するものとする。

（称号授与の取消）

- 第8条 学長は、称号を授与した者が、臨床教授等として相応しくないと認めるときは、称号の授与を取り消すことができる。

（学内施設等の利用）

- 第9条 学内関係規程に基づき、学長は必要に応じて臨床教授等の称号を授与された者に対し、本学の教育研究又は行事に支障がない範囲内で、本学の施設又は設備の利用を認めることができる。

（その他）

- 第10条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等称号授与に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- この規程は、令和3年3月25日から施行する。